

東日本大震災復興特別委員会委員長報告

東日本大震災復興特別委員会の御報告を申し上げます。

当特別委員会は、本市の復興事業計画の進捗状況を注視し、復興事業の一層の推進を図るために、被災者や地域住民の声を適時に市政に反映させ、本市の復興事業計画が市民の要望と信頼に応えるものとなるよう、復旧・復興に関する諸課題についてさまざまな角度から調査するとともに、当局に対し積極的に提言を行うため、平成24年10月に設置されました。

この間、平成26年9月定例会の中間報告においては、当局に対し、市復興事業計画の終期を踏まえ、復興のスピードを緩めることなく、被災された市民の気持ちに寄り添い、一日でも早く震災前の生活を取り戻せるよう、引き続き計画に示された施策を着実に展開することを求め、また、国及び東京電力に対し、福島第一原子力発電所事故への対応について、国が前面に立つという言葉だけではなく、実効性のある関与を現実のものとし、これ以上、いわき市民はもとより、福島県民を不安と落胆の渦に陥らせないように、確実性のある取り組みを行うことを強く求めました。

その後、当特別委員会に、生活再建対策分科会及び原子力災害対策分科会を設置し、山積している解決困難な課題、復旧・復興の進展により新たに生じる課題について、効率的かつ効果的に調査を行ってきたところです。

それでは、以下、これまでの調査を通して把握した課題の解決に向け、当特別委員会からの提言を申し上げます。

初めに、生活再建対策にかかわって、被災したいわき市民への支援について申し上げます。

1点目は、コミュニティの形成についてです。

いわき市内では、被災により家族が分断されるなど核家族化が進行しており、各

地に建設された災害公営住宅に居住する多くの高齢者世帯や特に単身高齢者世帯でも、孤立化や孤独死が懸念されます。

被災者の中には、震災により家族や友人関係が分断され、孤独感や喪失感、ストレスを感じている方が多く、中には慣れない生活環境から精神的・体力的に落ち込み、隣近所とのコミュニケーションをうまく取ることができず、ひきこもりがちになり、生活不活発病やうつ病、認知症などの病状を示す方もいると言われていています。

このような中、社会福祉協議会の担当者や自治会役員の方々が訪問しても受け入れてもらえない家庭もあり、入居者の世帯情報を得ることが困難な状況となっています。また、災害公営住宅の敷地内に集会所がある団地では、ボランティア等の支援団体を受け入れやすく、比較的コミュニティを形成しやすい現状がある一方、敷地内に集会所がない団地もあり、自治会やコミュニティ形成の取り組みに差が生じています。

加えて、今後において、災害公営住宅の退去者が増え、一般の市営住宅として活用された場合には、さまざまな方が入居するため、さらにコミュニティ形成が困難になることが予想されます。

これらを踏まえ、1つとして、災害公営住宅の敷地内に集会所がない団地については、災害公営住宅の敷地内、または高齢者でも移動が負担にならない場所に無料で気軽に集える集会所等の施設を整備すること、2つとして、趣味や好み、ふるさとや家族関係などの共通点を見出せるような、円滑なコミュニティ形成を促す自主的な活動を支援すること、3つとして、孤独死や世間からの疎外感をなくす取り組み、やりがい・生きがい創出に向けた取り組みなど、居住者に寄り添った支援策を今後も継続的に行うこと、4つとして、地域の伝統行事のほか、新たなイベントやお祭り、茶話会など、多くの人が興味を持ち、元気になれる場を積極的に設け、さまざまな年代や地域の方を巻き込んだ、新たな仕掛けを構築していくこと、5つ

として、被災者のニーズの変化を読み取るため、災害公営住宅の自治会・行政・社会福祉協議会との情報交換を行うことを提言します。

2点目は、住宅再建についてです。

被災者の住宅再建が今後本格化することが予想され、市独自の災害公営住宅の家賃減免制度について、見直しが必要となります。また、住宅再建の時期は個人によりさまざまであり、それに応じた対策も必要となります。

これらを踏まえ、1つとして、住宅再建を目指す方が円滑に住宅を再建できるよう支援策の拡充を行うこと、2つとして、災害公営住宅の市独自の家賃減免制度の延長を検討することを提言します。

3点目は、相談窓口についてです。

被災者支援のための総合窓口が一定の効果を発揮していますが、震災から5年が経過し、被災者の状況は複雑・多様化していることから、一層その必要性が増しています。

これを踏まえ、被災者に寄り添った、分かりやすい総合的な相談窓口を今後も継続し、スピーディかつ誠実に対応することを提言します。

4点目は、新たな課題についてです。

災害公営住宅の入居者の中には、周辺の治安に対する不安や住宅修繕に関する悩みを持ち、また、交通手段がなく不便を感じている方がいるなど、新たな課題も発生しています。

これらを踏まえ、1つとして、災害公営住宅周辺の防犯・安全の管理を行うこと、2つとして、災害公営住宅の指定管理者と連携を密にし、入居者のニーズに即応できるよう指定管理者の指導・監督を強化すること、3つとして、交通弱者への対応として、災害公営住宅など、被災者が多く居住している場所を起点とした交通手段の確保や公共交通機関の優遇制度を設けること、4つとして、移動販売の訪問回数を増やすなど利便性を高める工夫をすることを提言します。

次に、双葉郡8町村からの避難者といわき市民との共生について申し上げます。

双葉郡8町村からの避難者といわき市民の間には、さまざまな情報が錯綜する中で、あつれきが生じています。その要因は、一部の避難者の生活上のマナーの問題や自治会への未加入、コミュニティに参加しようとしなない姿勢など多様です。一方、いわき市民の間では、それらの根拠に乏しい情報に基づいた誤解が広がっており、このような状況は、避難者といわき市民との共生を一層困難とするものであり、一刻も早く改善することが求められています。

また、いわき市の現住人口が増えたことにより、道路等が混雑している一方で、街がにぎわい、経済が活性化している面もあります。避難者もいわき市民も状況は異なっても、東日本大震災を経験し、現在同じ土地と一緒に生活している者同士、助け合い、共生していくことがお互いにとって大切なことです。

これらを踏まえ、1つとして、いわき市としては、あくまで避難者を受け入れる姿勢を貫くことが必要であるとともに、いわき市民の感情も踏まえ、他町村との情報の共有を図るなど、いわき市民と避難者が共生に向かうことができるよう土台をつくること、2つとして、誤解に基づく感情論も少なくないことから、現状に対する的確な情報発信を行うこと、3つとして、国の「仮の住民票」「二重住民票」という概念に対する否定的な考え方が伝えられているが、避難者のいわき市での居住が今後も大規模かつ長期にわたることが予想される中で、行政サービスの提供を摩擦なく行うためには、必要な制度的措置を講じるべきであり、避難者がいわき市民と同様の住民サービスが受けられるよう国に対して改めて早期に制度設計を行うよう求めること、4つとして、労働意欲のある避難者の方々が働ける労働環境を整備するなどの方策をとること、5つとして、首長同士、議会同士、住民同士の交流の場がもっと必要であり、双方の立場を踏まえながら共生の道を探り、それぞれの分野での話し合いを続け、お互いに歩み寄る道を模索していく体制を構築し、あつれき解消に向けた取り組みを継続していくことを提言します。

最後に、被災者を支援する方々に対する支援について申し上げます。

1点目は、被災者支援団体についてです。

東日本大震災の発生から5年が経過し、被災地で活動するボランティアなどの支援者が減ってきています。この要因は、活動資金に対する助成金の使途が制限されているため、多くの支援団体において、活動を継続するために必要な人件費などの資金繰りに悩まされていることが一因として考えられます。

また、復興が進む一方で震災の記憶の風化が懸念される中、被災者支援団体のあり方、そして被災者が求める支援のニーズにも変化が見受けられます。これらの点にも十分に意を用い、被災者に対して被災者支援団体の活動が今後も適切に行えるよう、環境整備に努めることが必要です。

これらを踏まえ、1つとして、被災者支援団体等への人件費を含めた補助金等の拡充とその活用範囲を緩和するよう関係機関に求めること、2つとして、市外・県外の支援希望者へ市の現状について継続的に情報発信を行うこと、3つとして、支援者の受け入れや活動を支えるための環境整備を行うことを提言します。

2点目は、地域の自治会等についてです。

市が整備する災害公営住宅や県が整備する復興公営住宅などの大型団地の建設により、建設地周辺の自治会や住民の方々は道路の渋滞などさまざまな影響を受けており、団地の入居者に対し悪い印象を持っている傾向が見受けられます。既存の自治会や周辺住民が団地入居者に対し、新生活を円滑に始めるための支援を行うことが望ましいが、双方が共生し、良好な地域環境を共に作り上げていくためには、制度的な支援等が必要です。

これらを踏まえ、1つとして、公営住宅を受け入れている近隣の自治会の方々が、被災者の支援者として活躍できる制度を構築すること、2つとして、入居者が受け入れ自治会の方々と共生できる環境を整えることを提言します。

次に、原子力災害対策にかかわって、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と県内原子力発電所の全基廃炉について申し上げます。

1点目は、事故の早期収束に向けてです。

東京電力福島第一原子力発電所事故については、2011年12月に中長期ロードマップを決定し、継続的な見直しを行いながら、早期収束、廃止措置等に向け取り組んでいます。しかしながら、汚染水漏えい等の問題が頻繁に発生していること、情報が専門的で市民には分かりにくいこと、県内漁業者の願いである本格操業ができていないことなど、事故後5年が経過した現在でも市民の不安はぬぐいきれず、地元との信頼関係の構築にはほど遠い状況にあります。

これらを踏まえ、市として国及び東京電力に対し、1つとして、廃炉作業従事者の労働環境及び労働条件に配慮すること、2つとして、JAEAを初めとする関係機関と連携しながら中長期ロードマップを確実に履行すること、3つとして、市民に対する報告会を開催すること、4つとして、正確かつ迅速に分かりやすい情報を公開すること、5つとして、漁業関係者等の意見を十分酌み入れて、今後の対応をすることを引き続き求めていくことを提言します。

2点目は、全基廃炉の早急な実現に向けてです。

東京電力福島第一原子力発電所事故が市民に与えた影響は計り知れないほど大きく、事故から5年経過した現在においてもその影響が続いている中、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉について、国は事業主体である東京電力が地元住民の声に真摯に向かい合い判断すべきとし、一方、東京電力は、国のエネルギー政策を踏まえ判断するとしており、それぞれが廃炉に係る明確な態度を表明していません。

これらを踏まえ、市として国及び東京電力に対し、市民が県内原発の全基廃炉を求めていることを強い意志を持って伝え続けていくことを提言します。

また、市に対し、代替エネルギーとなる再生可能エネルギーの推進を図り、原発に頼らないエネルギー政策に取り組むことを提言します。

次に、市民の安全安心の環境整備について申し上げます。

1点目は、中間貯蔵施設の早期整備及び放射線量低減に向けた取り組みについてです。

平成23年、国は中間貯蔵施設の基本的な考え方を策定し公表したが、最大の課題である用地取得に関して、地権者との交渉や補償金額の算定に時間を要しているため、整備は大幅に遅れています。また、パイロット輸送に関する試験的な取り組みは予定どおり実施できたが、問題点も散見され、中間貯蔵施設整備の具体的な工程表も示されていないのが現状です。さらに、道路等側溝堆積物について、市民の不安と不満が拡がっており、排水の不良や悪臭の問題、放射線に対する不安などが重なり、土砂上げの要望が相次いでいます。

これらを踏まえ、市として国に対し、中間貯蔵施設の早期整備に関しては、1つとして、用地買収の経験がある担当者を多く配属する、土地所有者の意見を十分酌み入れた買収額を提示する、必要に応じ、特例措置を整備し、相続の簡略化を図るなど、土地買収交渉を確実に推進すること、2つとして、本格的な輸送に備え、十分な安全対策を講じるとともに、搬送ルートや車両の確保などに万全の体制で臨むことを求めていくことを提言します。

また、市に対し、中間貯蔵施設の整備に関しては、本市の復興と大きくかかわっているため、国や福島県、関係市町村の動向に注視するだけでなく、人的な支援や市民への情報提供に努め、実務体制の強化に協力すること、側溝堆積物の早期撤去と搬出に関しては、引き続き周辺住民へのわかりやすい丁寧な説明をもって理解を促すとともに、優先順位を高めるため、国の支援を求めることも含め一刻も早く対応することを提言します。

2点目は、国が管理すべき指定廃棄物や自治体等で処理することとされている8,000ベクレル・パー・キログラム以下の飛灰の安全保管・管理についてです。

市内には、今なお指定廃棄物を初めとする放射性物質が保管されている状況があ

ります。

これを踏まえ、市として国に対し、1つとして、放射性物質の保管状況を再確認するとともに、市民に正確な情報を提供し、健康への影響や安全性等も含め、共通認識を持てるようにしていくこと、2つとして、今後、予想される長期間にわたる仮置場等の管理・運営費用を引き続き求めていくことを提言します。

3点目は、効果的な除染活動の実施についてです。

本市市民の中には、放射能に対する不安を抱え、いまだに市外で避難生活を余儀なくされている現状があります。

これを踏まえ、市に対し、1つとして、放射能に対する市民の不安を解消するため、モニタリングの充実・強化を図り、いわき市除染実施計画に基づく除染を着実に推進していくこと、2つとして、双葉郡などの状況についても分かりやすく広報することを提言します。

また、市として国に対し、国が実施する森林除染範囲の拡大、関係市町村の意見をより一層酌み入れた里山再生モデル事業の国直轄による実施、再除染の支援を求めていくことを提言します。

4点目は、風評払拭に向けた情報の発信についてです。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評により、いまだに農林水産業・商工業・観光業など、既存の地域産業は大きな被害を被っています。また、県内産品を敬遠する方がいわき市内にもいることから、市民の間でも放射線への認識の違いが否めない状況があります。

これらを踏まえ、市に対し、1つとして、いわき見える化プロジェクトを強化すること、2つとして、長期的かつ丁寧できめ細やかなモニタリングを行うことを提言します。

また、市として国に対し、1つとして、あらゆる地域産業の再生に向け、リスクコミュニケーションを拡大し、本市以外の方々にも安全性を理解してもらうこと、

2つとして、食品検査を継続し、そのデータを消費者に知らせるなど、放射性物質の影響について国民的・国際的な規模で理解を広げるための取り組みを強めるよう求めていくことを提言します。

5点目は、県民健康調査の推進についてです。

東京電力福島第一原子力発電所事故の放射線被ばくによる健康への影響が懸念されています。

これを踏まえ、市として県に対し、長期にわたり県民の健康を守り、安全安心の確保を図るためにも、継続的な調査・健診を推進するよう求めていくことを提言します。

6点目は、市民や事業者に対する東京電力の損害賠償についてです。

東京電力福島第一原子力発電所事故発生以来、市民や事業者は不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、精神的な苦痛や営業損害など、多くの問題が継続しています。また、本市の子ども及び妊婦以外の市民に対する精神的な損害賠償は2011年4月22日までのもので、それ以降は、個別の損害について請求があり、その理由に妥当性があれば賠償するという立場をとっています。

これらを踏まえ、市として東京電力に対し、1つとして、本市市民への精神的苦痛に係る追加賠償の相談窓口をつくること、2つとして、事業者に対する損害賠償は、原発事故に関する影響が続く限り実施するとともに被災地での事業継続を支援すること、3つとして、本市市民への損害賠償は、事故の不安に対する慰謝料的なものですが、この不安は事故後1カ月程度で解消されたわけではなく、現時点においても、長期にわたる不安を強いられていることを考慮し損害賠償を実施すること、4つとして、損害を受けたとする市内企業の訴訟に対し最後まで真摯に向き合うよう求めていくことを提言します。

また、市として国に対し、市民や事業者に対する賠償金を確実に支払うため、適正な賠償に係る情報収集、支援・相談体制を充実するよう求めていくことを提言し

ます。

さらに、市に対し、本市市民が避難指示区域内の事業所において事業を行っていた状況や、同区域内の会社に勤務していた状況の実態調査を行うとともに、その結果を踏まえ再建支援を行うことを提言します。

最後に、産業振興について申し上げます。

廃炉に向けた研究開発拠点施設の整備についてです。

JAEAが檜葉遠隔技術開発センターを建設し、放射線医学総合研究所が本市にいわき出張所を開設するなど、関係機関の誘致に成功している中、廃炉国際共同研究センターが浜通りに建設される予定があります。

これらを踏まえ、市に対し、1つとして、廃炉に向けた研究開発施設の拠点を本市へ積極的に誘致すること、2つとして、地元採用の職員を増やす工夫と人材育成を視野に入れた取り組みを行うこと、3つとして、建設候補地や公共環境整備の検討を行うこと、4つとして、イノベーションコースト構想を早期に具現化することを提言します。

以上、両分科会の調査を通して把握した課題の解決に向け、当特別委員会の提言を申し上げます。

今後、当局におかれましては、本市の創生、真の復興に向け、時の経過とともに変化する市民のニーズを的確に捉えながら、新・いわき市総合計画改定後期基本計画やいわき創生総合戦略に位置づけられた震災復興にかかわる施策に着実に取り組まれるようお願い申し上げます。

また、国及び東京電力におかれましては、いわき市民が一日も早く安心して暮らせる環境を取り戻せるよう、世界中が注視している東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向け、国内外の英知を結集し、万全な体制で廃炉作業に当たるよう強く求めます。

最後になりますが、福島の復興に向け、厳しい環境の中で大変困難な廃炉作業に従事する方々へ敬意を表するとともに、未曾有の大震災による複合災害から5年余りが経過し、多種多様な課題が山積する中で、本市の円滑な復旧・復興事業に尽力してきた当局に感謝を申し上げ、東日本大震災復興特別委員会の報告を終わります。